

議 案 提 出 書

件 名 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を
近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109条第 6 項及び
長野市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

提出者 長野市議会 経済文教委員会
委員長 松 田 光 平

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの
水準に戻すこと」を求める意見書（案）

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、へき地における特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての必要な調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の考慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠してへき地手当を支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8パーセントの8分の1に過ぎない1パーセントにするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7パーセント分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

このような状況の中で、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。

つきましては、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率について、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

令和6年10月1日

長野県知事
長野県議会議長

宛

長野市議会議長 西 沢 利 一